

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第164号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月4日 07時30分ごろ	
発生場所	大分県大分市関埼北東沖 関埼灯台から真方位040° 2.2海里付近 (概位 北緯33° 17.7′ 東経131° 55.8′)	
事故等調査の経過	平成21年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七日豊丸、3.4トン OT3-43588（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 政江丸、3.1トン OT3-49805（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部を破損 B 右舷船首部に破口	
事故等の経過	A船は、船長A1人が乗り組み、船首を南に向けて漂泊中、B船は、船長B1人が乗り組み、約12ノットの対地速力で手動操舵により北進中、平成21年11月4日07時30分ごろ、関埼北東沖においてA船の右舷船首部とB船の右舷船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮流 なし	
その他の事項	A船は一本釣り漁に従事中で、事故当時、魚が掛かって、釣り糸を揚げていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、関埼北東沖において漂泊して魚釣り中、釣り糸を揚げることに注意を奪われて、周囲の適切な見張りを行わなかったことから、接近するB船に気付かなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、北進中に前路に船舶はいないものと思込み、前方の適切な見張りを行わなかったことから、前路で漂泊中のA船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、関埼北東沖において、A船が漂泊中、B船が北進中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	

